

諮詢日：平成31年3月7日（平成30年度（最情）諮詢第90号）

答申日：令和元年8月23日（令和元年度（最情）答申第38号）

件名：規則に基づき最高裁判所が別に定めた職員の定年が書いてある文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

「裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の定年に関する規則2条2項に基づき、最高裁判所が別に定めた職員の定年が書いてある文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成31年2月8日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の定年に関する規則（以下「規則」という。）2条1項2号の規定により定年を年齢60年とすることが著しく不適当と認められる官職を占める職員として最高裁判所が別に定めた職員はないので、同条2項の規定により最高裁判所が定年年齢を別に定める文書は作成していない。

### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮詢について、以下のとおり調査審議を行った。

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| ① 平成 31 年 3 月 7 日 | 諮詢の受理               |
| ② 同日              | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 令和元年 6 月 21 日   | 審議                  |
| ④ 同年 7 月 19 日     | 審議                  |

## 第 6 委員会の判断の理由

1 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法 81 条の 2 第 2 項本文は、裁判官及び裁判所の秘書官以外の裁判所職員の定年を年齢 60 年とする旨を規定し、同項 3 号は、その例外の一つとして、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢 60 年とすることが著しく不適当と認められる官職を占める職員で規則で定めるものについては、60 年を超える、65 年を超えない範囲内で規則で定める年齢を定年とする旨を規定している。そして、規則 2 条 1 項は、同法 81 条の 2 第 2 項 3 号の規則で定める職員は最高裁判所事務総長（規則 2 条 1 項 1 号）及び最高裁判所が別に定める職員（同項 2 号）とする旨を規定し、規則 2 条 2 項は、最高裁判所事務総長の定年は年齢 65 年と、同条 1 項 2 号に掲げる職員の定年は最高裁判所が別に定める年齢とする旨を規定している。

本件開示の申出は、同条 2 項の規定に基づき、最高裁判所が別に定めた職員の定年が記載された文書の開示を求めるものである。これに対し、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、同条 1 項 2 号の規定により最高裁判所が別に定めた職員はいないことから、同条 2 項の規定により最高裁判所がその定年年齢を定めた文書も作成していないとのことである。

上記法律及び規則の規定に照らせば、裁判所職員の定年は原則として年齢 60 年であり、最高裁判所は、最高裁判所事務総長のほか、定年を年齢 60 年とすることが著しく不適当であると認められる官職を占める職員がいる場合に、同条 1 項 2 号の規定によりこれを別に定める必要があるのであって、最高裁判

所が同号に掲げる職員を必ず定めなければならないものではないと解される。そして、同号に掲げる職員を別に定めていない場合には、同条2項に規定する当該職員の定年年齢についても別に定める必要はないと解される。このような検討を踏まえれば、同条1項2号の規定により最高裁判所が別に定めた職員はいないことから、同条2項の規定により当該職員の定年年齢を別に定めた文書は作成していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人